

参考資料 3

ISO/IEC 17020「検査を実行する各種機関の活動に関する一般基準」

(邦訳 : JIS Q17020)

第三者検査機関の「独立性、公平性及び完全性」の要件について

- ① 検査機関の要員は、判断行為に影響を与えるおそれのあるいかなる商業的、金銭的及びその他の圧力からも免れていなければならない。業務手順は、実施した検査の結果に、検査機関の外部の者又は組織が影響を与えることができないことを確保するように実施しなければならない。
- ② 検査機関は、当事者から独立していなければならない。検査機関及び検査の実施する責任を負う職員は、検査対象である品目の設計者、製造業者、供給者、据付け者、購入者、所有者、使用者又は保全管理者であってはならない。またこれらの当事者から権限を委任された代表者であってはならない。
- ③ 検査機関及びその職員は、判断の独立性及び検査活動に関する誠実性と矛盾するいかなる活動にも従事してはならない。特に、検査対象である品目又はそれらと競合する類似品目の設計、製造、供給、据付け、使用又は整備に直接関与してはならない。
- ④ すべての利害関係者が、検査機関のサービスを利用できなければならぬ。不当な金銭的又はその他の条件を課してはならない。検査機関の運営手順は、非差別的な方法で管理しなければならない。

(参考)

ISO : 国際標準化機構

IEC : 国際電気標準会議

JIS : 日本工業規格